

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和5年度 第4回

令和5年8月23日（水）開催

1 日 時 令和5年8月23日(水) 10時33分～11時20分

2 場 所 秋田県教育会館 会議室

3 出席者

公益委員 5名中4名出席

臼木智昭 嗟峨 宏 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 小玉恵子 後藤正文 佐藤伸幸 佐貫さおり

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 立花労働基準部長 佐藤賃金室長

佐々木賃金指導官 後藤賃金係 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
- (2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
- (3) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示(写)

資料番号2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出について

- (1) 秋田県労働組合総連合からの異議申出(写)
- (2) 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出(写)
- (3) 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出(写)
- (4) 中通病院労働組合からの異議申出(写)
- (5) 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出(写)
- (6) 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出(写)
- (7) 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出(写)
- (8) 秋田県地域一般労働組合からの異議申出(写)
- (9) 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出(写)
- (10) 全日本年金者組合秋田県本部から異議申出(写)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和5年度第4回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計14名の委員がご出席されました。

最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上」の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席は、公益代表委員 伊藤委員でございます。

それでは、これからの進行は、長岐会長にお願いいたします。

○長岐会長

おはようございます。暑い中、会場も急遽変更となったにもかかわらずご出席していただきありがとうございます。

本日審議する議題は、議題1.秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて、議題2.秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について、議題3.その他となっております。

それでは、議題1の「秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて」審議を行ないます。

はじめに、事務局から公示の結果を報告して下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、公示結果についてご報告いたします。「改正決定公示の結果」を異議申出の概要として、机上配付させていただいております。

令和5年8月7日に開催されました第3回専門部会の終了後、本日の資料1にありますとおり、この公示に対しまして、提出期限であります令和5年8月22日までに、合計10団体から異議申出が提出されました。

それぞれの異議申出書につきましては、資料3ページ(1)から(10)にその写を添付しております。

提出のあった団体名をご紹介します。秋田県労働組合総連合、秋田県春闘共闘懇談会、秋田県医療労働組合連合会、中通病院労働組合、日本自治体労働組合連合秋田県本部、秋田県公務公共一般労働組合、秋田県高等学校教職員組合、秋田県地域一般労働組合、全日本建設交運一般労働組合秋田県本部、全日本年金者組合秋田県本部の10団体。すべて労働者側からの申出となります。

異議申出は、医療の立場や学校教育の立場など多様な方面からのものではありませんが、その内容としましては何れもほぼ同様でありましたので、要約したものを机上配付させていただきました。大きくは3点に整理できるものと思われま

す。1つ目、答申された時間額897円のまま、最低賃金を決定することについては不服です。残念ながら答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金及びその近傍で働く方々の苦しさは大きくなっています。最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引上げるかという検討とともに、独立して生計を営むために賃金水準がいくらであればいいのか、生存権がしっかり保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。

2つ目、秋田地方最低賃金審議会が目安に5円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。しかし、このままでは、東京は1,113円、秋田は897円、依然216円の格差となります。抜本的な格差解消が求められると思います。

首都圏と地方で生計費に大きな格差はなく、私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引上げが求められます。

3つ目、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けており、また、「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実現するよう、具体的に政府に対し求めていると思います。

異議申出の概要につきましては、以上でございますので、10件の異議申出について、ご審議をお願いいたします。

○長岐会長

ただ今、事務局から報告がありましたとおり、要約したものは机上配付の書面のとおりです。10件の異議申出書は青色の資料に綴られています。異議の内容については事前に各委員に配付していますか。

○佐藤賃金室長

各側の方には事前に配付しております。

○長岐会長

ただいま事務局から報告がありましたとおり、異議の申出が10件提出されております。10件とも見ますと不服の理由について若干の表現の違いはありますがほぼ同じ内容であるかと思われまます。

そこで審議の方法ですが、これら10件の異議申出に対して一括して審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、一括して審議することとします。

事前に異議申出書の写しをお渡しし、内容を検討していただいておりますので、労使各側から異議申出に対するご意見をお願いいたします。

最初に、使用者側代表委員お願いします。

○小野委員

異議申出に対する使用者側意見を申し上げます。

最低賃金の決定に当たりましては、最低賃金法第9条に規定された「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮したうえで、「時々の事情」を総合的に勘案して決定することが適当であり、決定の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」、とりわけ第4表の賃金上昇率結果を最も重視して秋田県の最低賃金の適正水準を検討していくとの考え方に基づいて審議を重ねてきたところであります。

しかしながら、現行の秋田県最低賃金が全国最低の水準に位置すること、秋田県の人口減少による地域経済の縮小が懸念される中であって、地域間格差による若年者の流出に歯止めをかけ労働力人口を確保していくために中央最低賃金審議会の目安に大幅な上乘せをした金額で改定すべきとの公益側見解もあり、採決の結果、秋田県の最低賃金を現行から44円、率にして5.2%上げた897円に改正する旨、答申することが承認されました。上げ幅、上昇率とも過去最大であり、影響率は21.9%と昨年度に引き続いて20%台に達する見通しです。

中小企業・小規模事業者にあつては、依然として企業物価指数が消費者物価指数を上回る状況下で価格転嫁が進まない厳しい収益環境にあり、今後の事業継続に支障を来たしかねない企業も少なくないと考えています。使用者側といたしましては、一段の最低賃金引上げを求める異議申し立てには賛同いたしかねます。

なお、価格転嫁の促進を含めた政府に対する中小企業・小規模事業所への支援の強化・充実要請については、使用者側としても異論のないところです。

以上です。

○長岐会長

次に労働者側代表委員をお願いします。

○佐藤委員

私から意見を申し上げます。異議申し立てについて、現行の853円から44円引上げて、897円にすることについて「不服である。」ということでありますけれども、これは当然のことながら、最低賃金法第9条、最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。という最低賃金決定の3原則に則った上で、この897円は中賃の「地賃改定の目安に関する公益委員見解」並びに「秋田県最低賃金の改正決定についての諮問」を踏まえ、公労使で審議を重ねた結果、最終的に公益委員見解が示されて結審した金額です。

44円引上げによる物価高や格差是正へどのような影響を及ぼすかにつきましては、44円は賃上げ率5.16%、39円のままでは4.57%と3%以上続いている秋田県消費者物価指数を上回る内容になっております。

格差是正につきましては、東京の時給を100とした場合、秋田は現行79.6%これが改定後80.6%に改善されたこととなります。

額差是正につきましては、東京との差、現行219円が改定後216円ということで3円縮小しております。わずかではありますが額差是正も図られたと受け止めております。わずかな部分ではありますが、事業者の支払い能力なども考慮した結果であると労働者としては受け止めています。

この897円という金額については、昨今の物価高騰を踏まえた「暮らしの底上げ」や他県との「格差是正」などの観点から見ても、十分な金額では無いと受け止めています。また、労働者側の目指している、3年以内に秋田の時給を1,000円とし、近い将来に時給1,500円到達の目標に照らし合わせても、不十分な金額であると認識しています。しかしながら、最低賃金近傍で働く労働者の賃金を早期に改定すること、すなわち10月1日発効を確保すること。また、ランク区分が4から3に

見直された中、Cランク13県で最初に目安プラス5円の見解を示した、秋田地方最低賃金審議会の公益委員見解を尊重する立場から、更なる上積み求めて結審を先延ばしにすることは適当でない判断し、労働者側委員として、過去最高となる44円の引上げで結審することに賛成いたしました。

今年度の審議においては、秋田県が全国に先駆けて、目安プラス5円で結審したことにより、「中小企業・小規模事業所に最低賃金の引上げに対応していただくためには、賃上げしやすい環境の整備が重要」との厚生労働大臣発言につながったことや、秋田の引上げ額に奮起したCランクの7県が秋田を上回る引上げ額で結審する等、Cランク全体の底上げを促したことは、秋田地方最低賃金審議会の自主性を遺憾なく発揮した結果と受け止めています。

首都圏との賃金格差というより、賃金額差と申し上げた方が良くと思いますが、この解消については、異議申し立てにもありますとおり、公正取引の徹底をはかり、いわゆる下請けイジメを無くし、中小・小規模事業者が仕事に投下した資本・時間に見合う、正当な利益を得られる取り組み、とりわけ、2021年12月に公表された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」や今年の6月に県内13団体が締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」等の施策を着実に推進し、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確実に確保できる環境を整えることが必要であると思います。また、中小企業・小規模事業所に対し「最低賃金総合相談支援センター」等の相談窓口の周知活動を徹底し、各種助成制度の利用促進をはかる等、行政がさらにきめ細かい対応をしていくことが重要だと考えます。加えて、この賃上げの流れを継続して行くことを見据え、各種助成制度の強化はもとより、原材料費やエネルギーコストの高騰に直面している中小企業・小規模事業者の負担を軽減する施策を更に強化するとともに、国内の個人消費を促し足腰の強い経済成長を実現する政策を実行する様、自治体や労使がそれぞれのチャンネルを通じて、政府に粘り強く要望していくことも大事だと考えます。

以上、異議の内容に理解できる場所は多くあるものの、審議における労使の主張を踏まえ、秋田県の様々な状況を勘案されたうえで示された、公益委員見解を尊重したいと思います。

したがって答申の内容どおり決定していただきたいと存じます。

最後に今年度の審議は、終息が見通せない急激な物価高騰等に加え、7月の豪雨災害の影響もあり、労使の主張する金額に隔たりが大きく、昨年以上に難しい状況下での審議となったことから、残念ながら全会一致とはなりませんでした。

こうした状況においても、全国に先駆けて中賃の目安からの大幅な上積みを実現し、かつ10月1日発効を堅持したことは、県内外に強いメッセージを発信出来

たと受け止めております。

今年度の審議に関与されたすべての皆様に敬意を表明し、異議申し立てに対する労働者側委員の意見といたします。以上です。

○長岐会長

労使双方からご意見を伺いましたが、結論としては、答申どおり決定することが適当であると承ってよろしいでしょうか。

使用者側、労働者側、それぞれの立場があると思いますが、異議申出に対しても申出内容については一定程度理解できるところはあるものの、8月7日の答申は公労使と十分審議を尽くして公益見解を出して採決となり決めた結果でありますので、労働者側、使用者側の意見をいただき、答申どおり決定することが適当であるとのことで、当審議会の結論は「異議申出の内容についてはすでに十分審議済みであり、8月7日付けの答申どおり決定することが適当である。」ということにしたいと思っておりますが皆さんいかがでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

異議なしということで答申どおりであります。ここで若干付け加えますと、労使双方から中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援策の一層の強化・充実に加えて、企業物価指数、消費者物価指数が上昇する中、物価高騰分を価格に転嫁できない中小企業・小規模事業者のための適切な価格転嫁に向けた支援策が着実に実施されるよう、政府に対し強く要望してほしいとのご意見がありました。

私としても、中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援策の取り組みと、賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、賃上げの原資を確保できるような取り組みが必要であると考えますので、審議会の結論を局長あて報告する報告文の中に、「政府には、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種助成金を受給し、賃上げを実現できるよう支援策の一層の強化と活用促進のための周知等の徹底をお願いするとともに、中小企業・小規模事業者の労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取り組みの強化をお願いしたい」旨盛り込みたいと思います。

それでは、当審議会の結論としては、異議申出に対しては「答申どおり決定す

る。」として、再度よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは労使側から、それぞれ意見を伺いましたので、異議申出に対する当審議会として先ほどのとおりの結論としたいと思います。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、付帯事項として、中小企業・小規模事業者への支援策の要望を盛り込んだ形で作成の上で、局長に報告したいと思います。

ここで、局長からご発言があるようですので、お願いします。

○山本労働局長

ただ今、10件の異議申出に対して「8月7日付けの答申どおり決定することが適当である。」との結論をいただきました。

この結論に基づきまして、今年度の秋田県最低賃金の改定の手続きを進めてまいりたいと思います。

ご意見がありました中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策の充実・強化につきましては、当局としても、業務改善助成金等の助成制度や働き方改革支援センターを通じた支援等について、引き続き周知広報の充実を図ってまいりますとともに、企業物価指数、消費者物価指数が上昇している中、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、監督署における事業場臨検監督において、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案を把握した場合は、公正取引委員会や中小企業庁、国交省へ通報する制度により、取引適正化に向けた取り組みを継続・強化してまいりたいと考えております。

今後は、改定後の最低賃金の履行確保に向け、広く県民に対する周知・広報に努めて参りますので、委員の皆様には、それぞれのお立場からご協力を願ひ申し上げます。以上です。

○長岐会長

ありがとうございました。

次に、議題2の「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について」審議を行います。

本会議に先立って特別小委員会が開かれておりました。

特別小委員会の委員長である臼木委員から報告をお願いします。

○臼木委員

特別小委員会の委員長を拝命しております臼木でございます。

特別小委員会の審議結果について報告いたします。

特別小委員会は、8月7日に本審議会からの付託を受け、本日午前10時から第1回特別小委員会を開催しました。申出のあった4件の特定最低賃金について、金額改正の必要性の有無について審議いたしました。

その結果、申出のあった「非鉄金属製錬・精製業」、「電子部品等製造業」、「自動車製造業」、「自動車小売業」の4件の特定最低賃金ともに、全会一致により、「改正の必要性がある」との結論に達しましたので、ご報告いたします。

本審議会に対する報告文は事務局からご説明をお願いします。

私からの報告は以上です。

○長岐会長

ありがとうございました。それでは事務局から説明をお願いします。

○佐藤賃金室長

報告文は机上に配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

それでは、報告文を読み上げます。

令和5年8月23日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金に

関する特別小委員会

委員長 臼木 智昭

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の

必要性の有無について(報告)

当小委員会は、令和5年8月7日秋田地方最低賃金審議会において付託された

標記について、関係資料等の検討を行い、慎重に審議を重ねた結果、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった特別小委員会の委員は下記のとおりである。

記 以下の読み上げは省略させていただきます。

また、残る3つの産業につきましても、同じく改正決定の必要性を認めるとの報告でありますので、標題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目が、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

3枚目が、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

4枚目が、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。以上4件でございます。

○長岐会長

ただ今の特別小委員会からの報告について何かご質問等ございますか。

特にないようですので、それでは諮問されておりました4件の特定最低賃金については、「改正の必要性あり」とする特別小委員会の報告のとおり、労働局長に答申することとしたいと思っておりますが、よろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、そのようにいたします。

事務局から答申文案を配付し、読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、答申文案を読み上げます。

(案)

令和5年8月23日

秋田労働局長

山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 長 岐 和 行

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定

の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった秋田県非鉄金属製錬・精製業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定の必要性を認めるとの結論に達したので答申する。

なお、残る3つの産業につきましても、同じく改正決定の必要性を認めるとの答申でありますので、標題のみ読み上げさせていただきます。

2枚目が、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

3枚目が、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。

4枚目が、最後でございますが、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。以上でございます。

○長岐会長

ただ今の、答申文案でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、労働局長に答申いたします。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

それでは会長、引き続きよろしくお願いたします。

○長岐会長

臼木委員長より報告を受け、ただ今答申いたしました「既設4件の特定最低賃金」の改正決定について、諮問があるようですので、労働局長から発言をお願いします。

○山本労働局長

ただ今特定最低賃金について、改正の必要性ありとの答申をいただきました。

この答申に基づきまして、改めて4件の特定最低賃金改正に係る金額審議をお願いしたく諮問させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のこととは存じますが、調査審議の上、できる限り速やかにご答申いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

それでは会長、引き続きよろしくお願いいたします。

○長岐会長

ただいま、労働局長から諮問の書面をいただきましたので、事務局から各委員に諮問文の写を配付し、読み上げて下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

秋労発基0823第1号

令和5年8月23日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田労働局長

山本 博之

特定最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第3号)

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第5号)

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第2号)

以上でございます。

○長岐会長

これまでの流れを補足しますと、臼木委員長から報告がなされ、当審議会から労働局長へ特定最低賃金の改正の必要性についてそれぞれ答申しました。そして、労働局長から既設4件の特定最低賃金の改正決定について、調査審議を求められました。

今後、それぞれの専門部会を設置して審議をお願いすることになります。事務局から各専門部会委員の推薦公示等、今後の予定について説明して下さい。

○佐藤賃金室長

それでは、事務局から説明いたします。

ただ今、労働局長から審議会に対しまして「令和5年度秋田県特定最低賃金の改正決定について」諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から意見を聴くこととなります。このための公示を、本日举行します。

併せて、各専門部会の委員を選任するための推薦公示も本日举行します。

公示の期間は、いずれも9月7日までといたします。

なお、第1回の特定最低賃金専門部会は、例年どおり、合同で開催したいと考えております。開催日時については、9月中旬から下旬頃を目途に開催したいと考えておりますが、今後選任されます各委員を含めて日程調整させていただいた上で、決定したいと思っております。ご協力の方よろしくお願いいたします。

○長岐会長

各委員の皆様のご協力のおかげで、最低賃金の異議申出に対する結論が出まし

た。そして今度は特定最低賃金の改正について、また10月からスタートします。

この説明について、委員の皆さんから何か質問等ございませんか。

特にないようですので、事務局から次の議題、何かありますか。

○佐藤賃金室長

事務局からは特にございません。

○長岐会長

それでは委員の確定と日程のお知らせを決まり次第お願いします。

○佐藤賃金室長

後で公示しますので、委員の推薦をよろしくお願いします。それを受けまして、日程調整のほうさせていただきます。

○長岐会長

これをもちまして本審議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。